

## 技師会研修等運営補助金に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、放射線技師会の事業として技師職の向上発展を目的として、宮崎県内各地区および各種研究会等が行う事業に対する補助金の交付について必要な事項を定める。

### (事業の種類、補助金額)

第2条 補助金の交付対象となる事業の種類及び経費は、次のとおりとする。

- 1) 宮崎県放射線技師会各地区が行う研修会等
- 2) 技師会が認めた宮崎県内の研究会等
- 3) その他理事会で承認された事業

2 前項の事業の補助金額は1回につき10,000円とする。ただし1年3回を限度とする

### (補助金交付申請書の様式及び提出期限)

第3条 補助金を受けようとする研修会等の代表者は補助金申請書(別紙様式)により申請すること。

2 前項の書類の提出部数は1部とし、開催1月前までに会長に提出するものとする。

### (交付の決定および通知)

第4条 会長は補助金申請があった場合には理事会に諮問し、採否を決定する。

2 会長は補助金申請者に採否の結果を通知するものとする。

### (実績報告書の様式及び提出期限)

第5条 補助助事業に係る実績報告書は、終了後速やかに総務担当理事に提出するものとする。

第6条 この規程は理事会の議決により改廃できる。ただしその旨を総会に報告しなければならない。

附則 この規程は、平成20年6月18日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。